

蒲郡市農福連携促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の高齢化・担い手不足による農業就業人口の減少に伴い、農業の新たな担い手を確保するとともに、障がい者の就労機会の創出、社会参加の促進を目的に実施する農福連携促進事業に要する経費に対して、蒲郡市農福連携促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有し、農業を主たる事業として営む個人事業主又は法人格を有する団体であること。
- (2) 連携する福祉施設との間に資本及び人的な関係がないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が委託者となり、福祉施設と農作業委託契約を締結して行われる委託業務に係る委託料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、算定した額が5万円を超えるときは、5万円を限度とする。

2 補助金は、補助対象者に当該年度につき1回を限度として交付する。

(交付対象期間)

第5条 交付対象事業の実施期間は、当該年度の4月1日から同年度の3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付申請をしようとする場合は、蒲郡市農福連携促進事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に市長が

必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める期日までとする。

3 補助対象者は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金の額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定しなければならない。

2 前項の規定により補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、決定の内容を、及び条件を付した場合にはその条件を蒲郡市農福連携促進事業費補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、速やかに補助対象者に通知しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請をした補助対象者は、前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業内容変更等の承認及び交付決定の変更)

第9条 第7条第1項の規定による交付決定を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市農福連携促進事業費補助金変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない場合における次に定める事項の変更については、この限りでない。

(1) 補助対象経費の10パーセント以内の増減の場合

(2) その他市長が軽微な変更と認める場合

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を変更した場合は、蒲郡市農福連携促進事業費補助金変更決定通知書（第4号様式）により、速やかに交付決定者に通知しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ蒲郡市農福連携促進事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の中止又は廃止を決定したときは、蒲郡市農福連携促進事業中止（廃止）承認通知書（第6号様式）により、速やかに交付決定者に通知しなければならない。

（事業遅延の報告）

第11条 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは蒲郡市農福連携促進事業遅延報告書（第7号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の成果を記載した蒲郡市農福連携促進事業実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書、経費の支払いを証する書類又はこれに代わる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月末日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを

調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市農福連携促進事業費補助金確定通知書（第 9 号様式）により、速やかに交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第 14 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときに蒲郡市農福連携促進事業費補助金交付請求書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 15 条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに当該請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 16 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不適切であると認めたとき。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市農福連携促進事業費補助金交付決定取消通知書（第 11 号様式）により、速やかに交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、当該補助金の交付の決定の取消しを受けた交付決定者に対し、蒲郡市農福連携促進事業費補助金返還命令書（第 12 号様式）により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の補助金額の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の備付）

第 18 条 交付決定者は、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて補助事業の完了後 5 年間保存しなければならない。

（調査等）

第 19 条 市長は、交付決定者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、

又は検査することができる。

- 2 市長は、補助対象期間終了後も、交付決定者に対し、補助事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。